

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目12番6号

氏名 三東運輸株式会社  
代表取締役 田口 裕康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和5年1月22日

許可の有効年月日 令和10年1月21日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む。）

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上15種類）

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上5種類）

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：（1）東京都江戸川区篠崎町二丁目288、289（地番）

（2）東京都江東区新木場四丁目12番50（地番）

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出はすべて自ら行うこと。

(2) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成5年1月22日 新規許可

令和5年1月22日 更新許可 第6回

## 5 積替え保管許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

許可証専用  
複写及び他の使用目的は厳禁

産廃エキスパート

都認定番号:5-19-B0079



2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都江戸川区篠崎町二丁目288、289（地番）

面積：354.51㎡ 保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池、廃アルカリボタン電池、廃酸化銀電池、廃マンガン乾電池・廃アルカリ乾電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	フレコンバック 1個	0.81 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8 m <sup>3</sup> コンテナ 4個	32 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	200ℓドラム缶 1個	0.3 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	フレコンバック 1個	0.81 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃気圧計、廃湿度計、廃ガラス製温度計、廃水銀体温計、廃水銀式血圧計、廃握力計（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	フレコンバック 1個	0.81 m <sup>3</sup>
保管量合計		34.73 m <sup>3</sup>

(2) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目12番50（地番）

面積：600㎡ 保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8 m <sup>3</sup> コンテナ 16個	128 m <sup>3</sup>
保管量合計		128 m <sup>3</sup>

(以下余白)

